

会報

第 140 号

◇エッセー

入試における達成度評価 東京工業大学長 末松 安晴

■諸会議議事要録

理事会

第 1 常置委員会

第 2 常置委員会

第 3 常置委員会

第 4 常置委員会

第 5 常置委員会

第 6 常置委員会

学術情報特別委員会

生涯学習特別委員会

■予算・決算

平成 4 年度国立大学協会歳入・歳出決算

平成 5 年度国立大学協会歳入・歳出予算（案）

■資料

平成 5 年度大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職協定期日等について

国立大学協会

平成 5 年 6 月

会報

平成5年6月 第140号

第43卷第2号通卷第140号

平成5年6月号

国立大学協会

●エッセー

入試における達成度評価 東京工業大学長 末松 安晴5

【事業報告】

■諸会議議事要録（平成 5 年 1 月～ 4 月）

理 事 会（3.10）9

会務報告

協 議

副会長の選出について

平成 5 年度国立大学協会歳入歳出予算（案）について

役員・委員の改選手続（案）について

各委員会委員長報告と協議

大学入試センターからの報告

次期会長について

国立大学協会事務局服務規程等の一部改正について

第 1 常置委員会（4.23）17

委員長の選出について

専門委員の交代について

21世紀に向けての国立大学の在り方——ことに国立大学と地域との交流に
ついて——

第 2 常置委員会（1.19）18

高等学校学習指導要領の改訂に伴う大学入試対応について

第 3 常置委員会（4.26）21

就職内定取り消し問題について

平成 5 年度就職協定について

学生の厚生補導，厚生施設等について

第 4 常置委員会（4.28）24

「教室系技術職員の組織化と研修の進行状況について（照会）」に対する各
大学の回答のまとめについて

教室系技術職員の専門行政職移行問題について

教務職員に関するアンケート調査について

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について

委員の交代等について

第5常置委員会(2.4)	27
「UMAP-JAPAN '94」の開催について	
日米大学長会議について	
第6常置委員会(2.23)	30
大学財政をめぐる動きについて	
今後の活動方針について	
第6常置委員会(4.28)	32
平成5年度国立学校の予算について	
平成6年度概算要求の取り扱いについて	
「国立大学の授業料のあり方」について	
学術情報特別委員会(1.29)	34
「学術審議会答申」中の学術情報関係部分の実施上の問題点について	
大学図書館の整備について	
生涯学習特別委員会(1.28)	36
ヒアリング(中尾石川島播磨重工業(株)技術研修所長一石川島播磨重工業 における社内教育の状況と大学への期待/小黒富山大学長一富山地域リカ レント教育推進事業について)	
「国立大学と生涯学習」報告書について	
生涯学習特別委員会(3.26)	37
「生涯学習と国立大学」報告書のまとめについて	
委員の交代について	
諸 会 合(平成5年1月～4月末までの開催会議)	39
【予算・決算】	
平成4年度国立大学協会歳入歳出決算	40
平成5年度国立大学協会歳入歳出予算(案)	41

【資 料】

平成5年度大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職協定期日等
について42

【そ の 他】

学長等の異動45

編集後記

エッセー

入試における達成度評価 東京工業大学長 末松 安晴

一つの文明を持続させるには、優れた教育システムを長期的に機能させて有能な人材を持続的に育てる努力が必要になる。人の能力は、社会の処遇環境によって影響されると共に、教育システムの内容によって大きく左右される。教育システム総体として考えたとき、入学者選抜のプロセス自体の改善の努力と共に、入学者選抜のプロセスが大学に入るまでの正常な教育を妨げてはならないことが指摘されている。

大学入学試験では当該大学・学部への適性の程度を調べて選抜の資料とするために、現在主として次のものが使われている。その一つは、高等学校において学習した基礎教科に関する達成の程度を基本的な科目や項目について試験を行って調べ、その中から必要な資料を抽出して使うために、高校教育の達成の程度を判定するのが大学入試センター試験であり、第1次試験として扱われている。二つ目としては、当該大学・学部の目的に応じた特定の科目や事項に限定した独自の試験が、各大学・学部が個別に行う第2次試験である。

この達成度評価が意識的に取り入れられたのは昭和54年の共通第1次学力試験からであろう。すなわち、国立大学協会の長期にわたる調査や、文部省の大学入学者選抜方法の改善に関する会議の報告が基になって、昭和54年度から実施された共通第1次学力試験はすべての国公立大学が一律に5教科利用することを原則として実施された。この共通第1次学力試験と第2次試験とを併用する新しい方法では、高校教育に期待される基礎的な学習の達成度を評価し、難

問・奇問を排した良質の出題がなされ、各大学の出題科目数が減って工夫が活かされたという点では望ましいものであったが、その実施が国公立大学に限られ、成績による大学の序列化などの進学指導の問題が顕在化すると共に、受験学生への負担増の問題などが指摘されて、次の現行のシステムに移行した。臨時教育審議会の答申に基づいて設置された文部省の大学入試改革協議会からの報告を受けて、平成2年度から実施された現在の大学入試センター試験は、高校の基礎的な学習の達成度を判定するものであるが、各大学によって利用教科・科目数が自由に選ばれ、そして国公立大学が広く参加していることが共通第1次学力試験とは異なった展開となっている。

上記の昭和54年度の共通第1次学力試験の実施にともない、それまでの一期校・二期校制が廃止され一時期試験期日は統一されたが、その後昭和62年度には各大学が個別に実施する第2次試験を、A、B両日程グループに分かれて実施する連続方式にかえ、平成元年度からは、同一大学が2回の受験機会を提供する分離・分割方式が併用して導入された。この第2次試験では、それまでの平均5科目程度であったものが平均2科目程度に削減され、多面的な判定のために、小論文や面接などの学力試験以外の項目が導入された。

私は平成元年以降、国立大学協会第2常置委員会に所属させていただき、現在委員長を務めさせていただいておりますが、実は、昭和54年からの3年間、専門委員として出席し、勉強させていただきました。こうして眺めておきますと、高校における基礎科目履修の達成度を判定する大学入試センターによる第1次試験と、各大学・学部が実施する適性評価のための第2次試験とからなる現在の入試制度は、高校における基礎科目の充実した履修を奨励して基礎学力

を有する人材を大学に持続的に送り込むことを保つとともに、各大学・学部の目的にあった人材選抜がなされる優れた面を持ち、今後の運用に工夫が加われれば、最初に本稿の命題に掲げた人材養成を長期的に機能させるシステムの一つとなり得るものと考えられる。

受験対策の結果として、大学が入試に指定する科目によって高校の履修科目が影響されているのは衆知の通りである。高校教育に期待される基礎的な科目の履修に大きな偏りが生まれれば、大学入学後に欠けた科目の再教育をしなければならないことから、入学初年度の教育に新たな対応を強いられることになるのみではなく、分野によっては学生の能力に避け難い低下が生じることになる。すでに、履修科目の偏在が一部で問題にされている。たとえば、理工系では最も基礎的な科目と考えられている物理を履修する者が全体の30%以下に低下して憂慮されているし、人文社会系では社会の発展を理解するのに必要不可欠な世界史を履修する者も多いとは言えない。履修生徒が減少した科目については教員配置にも影響が出るので、主要基礎科目において一定期間大幅な減少が続けば、その分野の教員数も減少することになる。しかし、そうして一旦衰退した特定科目を再び復活させるには教員再配置にまで遡らなければならなくなり、急場の用には間に合わない。こうして、そうした悪影響は長期化することが避けられず、ゆゆしき問題にまで発展する可能性がある。ひいては、すでに多くの国々で手痛い経験済みの、一国の教育水準の低下すら招くことになりかねないのである。

平成6年度から始まる、多様化と個性化に向けた高等学校の教科目改訂に伴って、平成9年度からは大学入試も変更しなければならない。すでに大学入試

センターでは「中間報告」で6教科案がまとめられており、各国立大学の対応が今後の一課題となっている。高校の履修科目が多様化して個性化するように改訂されるが、個性化の中にあっても的確な基礎科目の履修は推奨されなければならないであろう。上述のように、昭和54年以前の国立大学は平均5科目を入試に課しており、共通第1次学力試験の時代に国公立大学は一律に5教科を課した。その後、各大学によって採用されてきた大学入試センターの試験科目数は、どちらかと言えば、これまで減少する傾向にあった。こうした傾向がどのように教育現場に反映されるかは今後の問題である。しかし、高校の正常な教育の営みを損なわないためには、高校における基礎科目の履修を促進することも考えにいて基礎科目群を選び、その達成度を比較的平易な水準で広く判定して利用しなければならないであろう。勿論、過度に基礎科目の履修を強制することは個性化を阻むことにもつながり望ましくはないが、一方では、個性化はしっかりした基礎学力に裏打されなければ達成されない。こうした達成度評価の意義を再確認しなければならない時期に来ているのではなからうか。

こうして、第1次試験と第2次試験の組み合わせとして機能している大学入試では、大学入試センター試験によって高校においてなされる基礎的な教科・科目についてはその達成度を評価してこれを利用し、そして、大学の個別試験では、受験者の過度の負担を避けるために比較的限られた科目などによって大学・学部への適性度を分離・分割等の異なる尺度による選抜の機会を使って多面的に判定し、以上を総合して基礎学力の充実した学生や、一芸に秀でた者などの、多様な選抜が行われるようになった。今後も、工夫が積み重ねられていくであろうが、そこには高等学校の学習が健全に保たれることへの配慮が常になければならない。

事業報告

諸会議議事要録

理事会

日時 平成5年3月10日(水) 13:30~17:00
場所 東京ガーデンパレス「雅の間」
出席者 有馬会長
井村副会長
廣重, 手代木, 江崎, 石川, 末松, 阿部, 太田, 青野, 永井, 加藤,
金森, 鈴木, 林, 田中, 中内, 和田, 森野, 砂川各理事
阪上(第4), 角田(第5)各常置委員会委員長
山本, 吉田各監事
將積(教員養成), 坪井(教養教育), 高橋(大学院)各特別委員会委員長
(大学入試センター)高橋所長, 松本副所長

有馬会長主宰のもとに開会。

初めに, 会長から次のように挨拶があった。

本日は, 学年末ご多忙のところお集まりいただき, 厚くお礼申し上げる。

本理事会は, 昨年11月末に退任された塩野谷副会長の後任の副会長を選出していただくほか, 平成5年度の国大協予算(案)について, また本年は, 2年に一度の国大協の役員・委員の改選の時期になるので, 6月の総会における改選手続について予めお諮りするとともに, 各委員会から審議状況のご報告と協議などをお願いしたい。

初めに, 前回理事会以後学長交代により初めてご出席の理事をご紹介します。

(前任) (新任)
一橋大学 塩野谷祐一 阿部 謹也

なお, 委員会報告のため特別委員会の各委員長にもご出席いただき, また, 今年度大学入試センター試験の実施状況などの説明のため, 後刻, 大学入試センターの高橋所長及び松本副所

長にもご出席願うので, ご了承いただきたい。

ご欠席の連絡があったのは, 東北大学長の西澤理事と豊橋技術科学大学長の佐々木第3常置委員会委員長である。

ついで, 事務局から配付資料の説明があったのち, 議事に入った。

I 会務報告

会長より, これについては, 「資料4」にその概要が記されているが, ここではその要点をご報告することとしたい旨述べられ, 以下の事項について報告があった。

1. 要望書の提出について

去る11月の総会で予めご了承を得たとおり, 要望書「国立大学の学生納付金の改定について」を取りまとめ, 昨年12月4日, 廣重第6常置委員会委員長及び平間事務局長が文部省及び大蔵省に赴き, 文部大臣, 大蔵大臣宛に同要望書を提出, 関係担当官に慎重な配慮を要望した。

2. 外国大学長の招致について

平成4年度の外国大学長招致事業として、イタリア国大学長を招くことになり、同国の3大学学長が1月29日に来日され、文部省、日本学術振興会、東京大学、筑波大学、高エネルギー物理学研究所、東京工業大学、上智大学、京都大学を訪問視察し、2月7日帰国された。なお、2月4日には、3学長を迎えて国大協主催の懇談会を開催した。

3. 平成5年度予算編成に関する文部省との懇談会について

文部省からの申し入れにより、昨年12月18日、有馬会長、井村副会長、阪上第4常置委員会委員長、廣重第6常置委員会委員長、西澤東北大学長の特別会計制度協議会構成員が文部省の坂元事務次官、遠山高等教育局長、長谷川学術国際局長等から予算編成の概要について説明を聴き、種々懇談した。

4. 全国大学高専教職員組合（全大教）との懇談について

(1) 全大教からの申し入れにより、去る12月9日、平間事務局長が全大教の石井副委員長ほか数名と国立大学の平成5年度概算要求、定員増、待遇改善等について懇談した。

(2) 同じく、去る1月25日及び3月3日の両日、第4常置委員会の阪上委員長及び田中委員が全大教の石井副委員長ほか数名と技術職員問題について懇談した。

5. 国大協宛要望書について

前総会報告後、本協会宛提出された要望書等は、「資料5」のとおりであり、関係委員会に回付したので、ご報告する。

II 協 議

1. 副会長の選出について

このことについて、会長から次のように諮られた。

昨年11月30日に、一橋大学長の塩野谷副会長が退任され、現在副会長1名が空席になっているので、初めにその選出を行いたい。

会則によれば、選出は理事の互選によることになっている。

ついては、以下のことをお諮りする。

- ① 前例により、互選は理事の無記名投票による過半数の得票で決定してよろしいか。
- ② 従来 of 慣例では、副会長のうち1名は旧7帝大から、もう1名はその他の大学から選出している。この慣例に従えば、今回の副会長は、旧7帝大以外から選出することになるが、そのようにしてよろしいか。

これについて協議の結果、従来 of 慣例に倣うこととし、無記名投票により互選が行われた。

その結果、鈴木理事（神戸大学長）が過半数の得票をもって副会長に選任された。

なお、副会長は常置委員会委員にはならない申し合わせになっているため、新副会長の現在所属している第1常置委員会には前副会長の大学（一橋大学）の阿部学長が代って委員に加わることが了承された。

2. 平成5年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

会長から、平成5年度国立大学協会歳入歳出予算(案)についてお諮りしたい、と述べられた。

ついで、事務局長から「資料6」にもとづい

て説明があり、原案どおり承認され、これを6月総会に付議し追認を得ることとした。

3. 役員・委員の改選手続（案）について

会長から、来る6月総会において、役員・委員の改選が行われることになるので、その手続等についてお諮りしたい、と述べられた。

ついで、事務局次長から、「資料7」及び「資料8」の説明があり、協議の結果、次のとおり決定した。

(1) 地区代表理事（世話人）の選出について各地区の理事候補者の互選等を行うための地区代表理事（世話人）を下記のとおり選出した。

北海道・東北地区＝東北大学

関東・甲信越地区＝一橋大学、横浜国立大学

中部地区＝名古屋大学

近畿地区＝京都大学

中国・四国地区＝広島大学

九州地区＝九州大学

なお、理事候補者互選の結果は、5月19日（水）までに事務局に報告することとした。

(2) 所属希望委員会に関する各学長への照会について

これについては、各学長より4月15日（木）までに回答を事務局に提出して貰うこととした。

4. 各委員会委員長報告と協議

会長から、これより各委員会の報告と協議をお願いする旨述べられたのち、各委員長からそれぞれ次のとおり報告があり、協議が行われた。

(1) 第1常置委員会（鈴木委員長）

「21世紀に向けての国立大学のあり方」について、小委員会を設けて検討を始めた。去る2

月9日開催の第1回の小委員会では、初めに東京大学の天野郁夫教授（本委員会専門委員）及び日本学術振興会の大崎仁理事長から、このテーマについてそれぞれご意見を伺い、その上で自由討議を行った。今後、引続きこの問題の検討をすすめていくことにしたところである。

(2) 第2常置委員会（末松委員長）

① 高等学校学習指導要領改訂に伴う入試対応について

去る1月19日に本委員会を開催し、「高等学校学習指導要領」の内容及び新高等学校学習指導要領実施に伴う平成9年度以降の大学入試センター試験の出願教科・科目等についての検討状況等について、文部省の作花高等学校課課長補佐、並びに大学入試センターの菊池事業部長からそれぞれ説明を聞き、それをもとに平成9年度以降の入試への対応を検討した。

ご承知のように、今回の改訂では、従来の「社会科」が「地理・歴史」及び「公民」の各教科に分けられたほか、科目が大幅に増え、多様化しているのが特徴であるが、平成9年度以降の大学入試センター試験の出題教科・科目等について、大学入試センターにおけるこれまでの検討状況を伺ったところでは、科目選択の取扱い、等について、なお検討を要するが、入試上特に支障はないように思われる。

なお、最近、各国立大学の入学試験教科目数が減る傾向にあるが、高校教育の正常化の観点からも、5教科程度を課すことが望ましいとの意見もあり、今後、各大学の意向を伺いながら、引続きこの問題を検討していきたい。

(3) 第3常置委員会（佐々木委員長）

佐々木委員長欠席のため、代って事務局長か

ら委員会報告メモにもとづいて次のように報告した。

第3常置委員会は、目下問題となっている就職内定取消しの状況を、国立大学について調査しその実態把握に努めている。さらに、近く開催される就職問題懇談会でもこの問題を論議することになっているので、それらを踏まえ本委員会で検討することを考えている。

(4) 第4常置委員会(阪上委員長)

① 教室系技術職員問題について

昨年11月総会に、「教室系技術職員の組織化と研修の進行状況」についてのアンケート調査結果について「中間集計」を提出し、その後、引き続き「報告」のまとめを小委員会で行っているところであり、4月に入って本委員会を開催し、最終的にこれを取りまとめる予定である。

② 教務職員問題について

教務職員問題については、平成3年11月総会に「教務職員問題に関する検討結果報告」を提出し、その中で、各大学がそれぞれの実情に応じて自主的に問題解決を図っていただきたい旨要請したが、報告書の趣旨が徹底するよう、去る11月総会で重ねて要請するとともに、各大学のその後の取り組み状況について調査することを報告し、現在、調査票の原案をまとめているところである。

(5) 第5常置委員会(角田委員長)

① 学長招致事業について

平成4年度外国大学長招致事業については、会長からの会務報告にあったとおり、去る1月29日から2月7日までの10日間、イタリア国から3人の大学長をお招きし、大学、研究所等の訪問視察のほか、2月4日には、国大協主催に

よる懇談会を開催した。その懇談会では、初めにイタリアの学長から、イタリアの大学の状況について説明を聞き、それをもとに質疑応答、意見交換した。イタリア側から、ヨーロッパの大学におけるエラスムス計画について現状、問題点(語学、宿舎の問題点等)、等の報告のほか、イタリアの大学が基礎研究に重点を置いていること、イタリア学長会議では、大学の諸改革及び国際交流の推進を目指していること、などの説明があった。

なお、平成5年度の学長招致事業は、来年12月に大阪で「第4回UMAP総会」を開催するので、取り止めることにしたい。

② 「日豪学术交流協定」について

「日豪学术交流協定」を昨年11月総会に提案し、日本文の表記の一部を修正することとして承認されたので、所要の修正ののち、12月末に有馬国大協会長及びマッキノン全豪州大学長協会長がそれぞれ文書に調印し、協定が成立したことをご報告する。

③ アジア太平洋大学交流(UMAP)会議について

ア) 本年4月に台湾の台北で第3回のUMAP総会が開催されるが、同総会に本委員会委員の山澤一橋大学教授及び川島大阪大学教授に出席をお願いした。

イ) 第4回UMAP総会(「UMAP JAPAN '94」)について

来年12月、大阪で開催する第4回UMAP JAPAN総会に向けて小委員会を設け、特に開催地の大阪大学の協力を得て、シンポジウム、会議の計画案などについて検討している。なお、「UMAP JAPAN '94」の開催に当たり、ワーキング・グループ会議を来年2月中頃に東京で開催することとしている。

以上のほか、海外の大学との交流について、アメリカのミシガン州立大学から、同大学と予て交流のある滋賀大学に、アメリカの大学長グループと日本の国立大学長のグループとで学長会議を行いたい旨申入れがあり、同じくアメリカのコロンビア大学からもアイビーリーグの大学学部学生の交換留学の希望が寄せられている。

(6) 第6常置委員会（廣重委員長）

① 「国立大学の授業料のあり方」について
国立大学の財政基盤充実の方策を検討するため、本委員会の下に「国立大学財政問題懇談会」を設けて具体的に検討をしていくことが了承されたので、去る1月27日に第1回の懇談会を開催した。懇談会としてどのように審議していくか協議した結果、教育研究設備に必要な予算の試算及びそれを納税者である国民に納得させる理論構築は可能か、検討をすすめていくこととした。ところが、これと前後して、予て取り沙汰されている国立大学の学部別授業料について新たな動きがみられ、授業料問題に緊急に対応する必要があると判断された。そこで、先ず国立大学の授業料について国大協としての考え方をまとめておくこととし、懇談会各委員の協力を得て原案を取りまとめたうえ2月23日の本委員会で審議した。その結果得られたのが「資料9」の「国立大学の授業料のあり方について」（案）である。これについてご意見を伺いたい。

以上のように述べられたのち、引続き同委員長から原案について説明があった。

以上の説明について、卒後収入の面から測る受益者負担の程度、私立大学との関係、諸外国との比較等について意見交換があったのち、会長から次のように述べられた。

本日いただいたご意見を踏まえて第6常置委員会で原案についてもう一度検討のうえ、取りまとめていただければ幸いである。

(7) 学術情報特別委員会（太田委員長）

去る1月29日に本委員会を開催し、次の事項について審議した。

① 学術情報流通体制の整備について

本委員会の林委員から、情報処理センター等学内センターの整備状況等について報告を聞き、意見交換した。報告内容をかいつまんで申し上げると、平成4年度時点で、総合情報処理センターと情報処理センターが設置されている大学を大きく分けると、第1グループが3大学、第2グループが10大学、第3グループが49大学である。第1グループ及び第2グループが総合情報処理センター、第3グループが情報処理センターであるが、情報処理の容量は、第1グループは第3グループの約3倍、第2グループは第3グループの約2倍であり、それぞれの間に相当大きな差がみられる。各大学における附属図書館のLANの接続の状況については、図書館の蔵書のオンライン検索ができるところはまだ少ないようであり、また、学内LANと他大学との接続、地域ネットワーク、国外との接続などは、米国などと比べて整備状況にかなりの落差がみられる。

② 大学附属図書館の問題について

昨年秋の総会で、大学附属図書館の蔵書数に対して収納面積が不足している問題について検討してほしい旨ご要望があったので、今後、大学からヒアリングも行き、これらの問題について検討したい。

③ 複写に関する著作権問題について

日本複写権センターによる複写に伴う著作権

使用料の徴収が一部企業との間で既に始まっているが、各大学に対しては、これまでのところ連絡はきていない。いずれ連絡があるものと思う。

(8) 医学教育に関する特別委員会

(吉田委員長)

井形前委員長の退任後、まだ本委員会を開催していないが、特定機能病院の問題をはじめ、医進課程廃止後の6年一貫教育の問題、大学院大学の問題、看護学科の問題、さらには国立大学附属病院における医療費未払いの問題、等もあり、いずれ委員会を開催し、これらの問題について検討したい。

(9) 教養教育に関する特別委員会

(坪井委員長)

前回総会后、本委員会を開催していないが、いずれ委員会を開催したい。

(10) 教員養成制度特別委員会(将積委員長)

近年、学生の「教職離れ」が進行し、ある意味で教員養成が危機的状況にある現状を如何にして改善するか、その方策を検討するため、昨年秋の総会の了承を得て、教員養成大学・学部及び教職課程を有する一般大学・学部宛に教員養成の現状と問題点についてアンケート調査をお願いするとともに、各都道府県教育委員会及び各政令指定都市教育委員会宛に、教員の養成確保と教員の資質向上に関する調査をお願いした。また、これと別に、教職課程をとっている学生への「教職についての意識調査」を、本委員会委員の所属する大学等17大学を対象にお願いしたが、これについては既に殆ど回答を得ている。

(11) 大学院問題特別委員会(高橋委員長)

昨年秋の総会以後、2回専門委員会(「大学院問題調査専門委員会」)を開催し、「国立大学大学院の現状及び今後の在り方」についての国立大学教員宛アンケート調査票の取りまとめをすすめている。調査項目の絞り込みなどでやや手間どっているが、いずれ本委員会を開催し、最終的に原案を取りまとめたい。

(12) 生涯学習特別委員会(太田委員長)

① ヒアリング

昨年、12月8日及び本年、1月28日に開催した本委員会に、国立大学、放送大学及び企業等の関係者から、生涯学習に関しヒアリングを行った。12月8日は、文部省の西阪リフレッシュ教育企画官から「リフレッシュ教育」について、放送大学の小尾学長から「放送大学」について、秋田大学の野野学長から「秋田大学鉱山学部通信教育講座」について、1月28日は、富山大学の黒川学長から「富山地区リカレント教育推進事業」について、石川島播磨重工業の中尾技術研修所長から「石川島播磨重工業における社内教育の状況」について、それぞれヒアリングと意見交換を行った。

② 「国立大学と生涯学習」報告書(案)について

「国立大学と生涯学習」報告書の取りまとめについて、編集小委員会を中心に検討をすすめ、このほど、「資料10」のとおり「国立大学と生涯学習」(案)を取りまとめた。これについて特にご意見があれば、後日、書面をもってお寄せいただければ幸いである。来る3月26日に本委員会を開催し、最終的に「報告書」を取りまとめたい。なお、前回報告したとおり、本報告書は本委員会としての見解であって、必

ずしも国大協全体の見解を反映したものではないので、お含み願いたい。

(13) 入試改善特別委員会（井村委員長）

国立大学の入学者選抜の指針を確立するための基礎資料を得ることを目的に、昨年秋の総会のご了承を得て、各大学に「国立大学の入学者選抜における第2次試験実施方式の問題点に関するアンケート調査」をお願いした結果、全大学・学部（調査対象95大学363学部（入学選抜上の募集単位））から回答をいただいた。まだ、すべて集計し終わっていないので、取り敢えず、中間集計を「速報」としてご報告させていただく。

以上のように述べられて、「資料11」にもとづき報告説明があったのち、引続き同委員長から次のように述べられた。

今後のスケジュールとしては、来る6月の総会までに詳しいアンケート結果の報告をまとめ、それをもとに総会で今後の入学者選抜のあり方について論議していただきたいと考えている。現在本委員会では、試験実施方式について現行併存制を見直し新しい分離分割方式に統一するかどうか、また、仮に統一するとした場合、募集定員を前期、後期に分割しがたい事情がある場合の取扱い、等について検討しているところである。

以上の説明について、主として次のような意見交換があった。

- 事情を考慮し、分割なき分離を認める方向に賛成する。
- 一つの学部内の課程、専攻等で募集定員が少ない、たとえば10名以下について、前期のみ又は後期のみとすることを認めることにす

れば、教育系大学・学部等の多くは、分離分割方式をとることも可能になるのではないかと。また、教養教育担当教官が少ない、たとえば、新設医科大学とか、実技を中心に選抜を行う芸術系について同様の扱いを認めるかどうか、が問題である。

- 入試を統一して実施することとした理由はどこにあるのか。
- 国立大学の入試も私立大学の入試と同様にそれぞれが自由に行えばよいのではないかとする意見もあるが、そうすれば国立大学の間にかなり混乱が起こることは間違いない。結局のところ、受験生に複数の受験機会を保障しつつ、混乱をできるだけ少なくするには、現行のような基本的な試験日程のみ統一するシステムが現実的ではないか、ということである。

このほか、推薦入学の問題等について意見交換があった。

5. 大学入試センターからの報告

大学入試センターの松本副所長から、大学入試センター試験に関する次の事項について説明があった。

① 平成5年度大学入試センター試験実施結果の概要について

これについては「資料1」のとおりである。なお、昨年、国大協にご意見をお伺いした「身体に障害を有する志願者に対する代筆回答」措置については、今年度は結果的に該当者の出願はなかった。

② 平成6年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験を利用する私立大学について

③ 進学情報サービス事業について

④ 大学入試センター教科専門委員会委員に係る処遇等の改善について

大学入試センターでは、大学入試センター教科専門委員会委員の処遇等の改善を図るため、先に、各国・公・私立大学宛に、委員が所属大学において適正な評価を得た上で、任務が行えるよう負担軽減等の配慮方を要望申し上げたが、センターとしては今年度、問題作成に対する謝金単価を上げるとともに、利用宿泊施設の整備改善を図ることとした。

6. 次期会長について

このことについて、会長から次のように述べられた。

先ほど決められたように、来る6月の総会で改選が行われるが、それ以前の3月末をもって私が東京大学長を任期満了で退任し、それに伴い、国大協会長も退くので、この際6月までの2カ月半ほどの残任期間の後任会長についてお諮りしたい。これについて、一応次のような取扱いが考えられる。

① 本日、投票により選出を行い、決定する。

② 会長退任後の4月に理事会を開いて選出を行い、決定する。

③ 6月の改選まで会長を選出せず、この間、前任の副会長が「会長代行」として会長の職務を行う。

なお、前例としては、前回（平成元年度）は③により、前々回（昭和60年）は①によった。

以上のように述べられたのち、協議が行われた。

その結果、③により、6月の改選時まで前任副会長の井村副会長（京都大学長）が会長代行として会長の職務を行うこととした。

7. 国立大学協会事務局服務規程等の一部改正について

会長から、事務局関係の規定の改正についてお諮りする旨述べられ、ついで事務局より「資料12」にもとづいて説明があり、審議が行われた。

その結果、特に異議なく、これを承認した。

以上をもって本日の議事を終了し、最後に、会長から退任の挨拶があり、閉会した。

第1常置委員会

日時 平成5年4月23日(金) 13:30~15:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 鈴木委員長

清水, 平林, 下沢, 太田, 阿部, 花輪, 内田, 長倉, 小黒, 尾上, 金森,
村松, 岡市, 田代, 木下各委員

田中, 佐藤, 菊川各専門委員

鈴木委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より, 新たに委員になられた阿部謹也一橋大学長並びに専門委員の天野郁夫東京大学教授(欠席)の紹介があった。

〔議事〕

1. 委員長の選出について

去る3月10日開催の理事会で, 鈴木委員長が副会長に選出されたのに伴い, 後任委員長の選出を行い, 無記名による投票の結果, 金森委員(大阪大学長)が委員長に選出された。

ついで, 鈴木前委員長より, 委員長選出後の議事進行については, 議題設定の経緯もあり新委員長の了解を得られれば進行を担当することにしたい旨述べられ, 了承された。

2. 専門委員の交代について

委員長の交代に伴い, 本委員会の審議に加わっていただいていた菊川専門委員(神戸大学事務局長)の交代をお願いし, 新しい専門委員に糟谷大阪大学事務局長の委嘱が諮られ, 了承された。

3. 21世紀に向けての国立大学の在り方

—ことに国立大学と地域との交流について—

初めに鈴木前委員長より, 配付資料の説明があり, 資料の内, 前回の小委員会においての天野専門委員, 大崎日本学術振興会理事長の「21

世紀に向けての国立大学の在り方」に関する意見の要旨について説明があったのち, そこで指摘されている国立大学と地域及び学外との交流状況並びにその問題点について各委員から大要次のとおり述べられた。

○ 新構想大学には, 国立大学設置法に基づいて, 大学運営に関して学外の有識者から意見を求める参与が置かれているが, その大学の考え方, 地域の状況によって, 参与の構成, 運営が異なっている。

○ 参与会に地元の市長を迎えることによって, 地方自治体との関係が改善され, 地域との交流が深まった。

○ 大学共同利用機関を母体とした大学院大学には, 運営審議会が置かれ, 連係・協力機関の長, 大学関係, 学識経験者を委員とし, 広い立場から現状と今後の在り方について検討願っている。

○ 大学研究者への助成や, 学生への援助を行っている財団の役員に地元財界の首脳及び県知事, 市長を迎え, 地域との交流を図るための懇談会を計画している。

○ 最近, 地方自治体からリカレント教育を行う話しがあり, 大学として協力することになった。これを機会に交流が進められていくと思う。

○ 年2回市幹部側と定例会議を持ち, キャンパス再開や外国人留学生の増加に伴う地域

の国際化等の文教面で市と協力している。

- 最近、地方公共団体が高等教育への関心を高め、補助金を出して私学を誘致したり、自ら公立大学を設置する例が多くみられる。国立大学は地方財政法第12条がネックになって地方公共団体の支援を得ることができないが、今後国立大学が地域に貢献していくためには、この点の改善が必要であろう。国大協として強く訴えていくことが望まれる。

以上について、議長より次のように述べられ、了承された。

各大学の地域での交流については、それぞれの大学の事情により異なるが、努力している状況を伺うことができ大変参考になった。以上のご意見を踏まえ、引き続き小委員会で検討していただくことにしたい。

以上をもって本日の議事を終了し、最後に鈴木前委員長より委員長退任の挨拶があった。

第2 常置委員会

日 時 平成5年1月19日(火) 13:30~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 末松委員長

荒川、山田、伊藤、吉田、宮地、青野、武村、巽、佐藤、坂田、田中、入野、福西、松浦、池田各委員

松井、猪岡各専門委員

(大学入試センター) 高橋所長、松本副所長、菊地事業部長

(文部省) 金森大学入試室長、作花高等学校課課長補佐、玉上大学入試室企画係長

末松委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、学長交代に伴い新たに委員に就任された佐藤兵庫教育大学長の紹介があったのち、大学入試センターの高橋所長から、平成5年度大学入試センター試験(本試験)の無事終了と各大学の協力に対する謝辞が述べられた。

〔議 事〕

1. 高等学校学習指導要領の改訂に伴う大学入試対応について

(1) 新高等学校学習指導要領について

初めに、委員長の要請で、文部省の作花高等学校課課長補佐から、新高等学校学習指導要領について、配付資料にもとづき、説明があった。

その主な事項は次のとおり。

- 改訂の基本方針
- 新高等学校学習指導要領「総則」の改善の要点
 - ・教育課程編成の一般方針
 - ・各教科・科目の標準単位数等

(多様な教科・科目の設置；普通教育に関する教科・科目—8教科45科目→9教科62科目，職業に関する教科・科目—6教科157科目→6教科184科目)

- ・各教科・科目の履修(必修科目)
- ・各教科・科目及び特別活動の授業時間数等

(授業時間数の取扱い，1単位時間の弾力的運用，ホームルーム活動の授業時数の改善等)

- ・教育課程編成に当たって配慮すべき事項
(学校選択から生徒選択へ、職業教育の充実、等)
- ・単位の修得及び卒業の認定
(単位制の弾力的運用の促進、履修即修得の見直し、等)

等

以上の説明について、概ね次のような質疑応答及び意見交換があった。

- 通常、高校での1週間の授業時間数はどのくらいか。
- 1週32時間の授業が標準だが、実際にはホームルームを含めて34時間としている例が多い。
- 週5日制になっても授業が無理なく行えるか。
- 月1回程度の土曜休みであれば特に問題はないが、完全週5日制になると、いずれかの曜日に7時限授業も行わざるを得なくなるものと思う。
- 高校卒業時に全体で80単位履修すれば、卒業できることになるのか。
- それは、その高校として総履修単位数を、学習指導要領で定めている80単位に合わせて定めた場合である。現実には、多くの高校は90数単位を定めている。このことが高校進学率95パーセントという状況の中で学校不適應や中途退学を起す要因にもなっているので、これからは、単位制を弾力的に運用していくことが必要になると思う。
- 高校の教科・科目が多様化すると、大学側の対応も、これまでより試験科目の指定に幅をもたせるようにしなければならなくなるのではないか。
- 高校教育の立場からすれば、高校教育の多

様化を図るためには、大学入試がより多様化されることが期待されている。

- 大学は大衆化してきているが、国立大学として、入学者の学力について、あるレベルは維持しなければならない。今の入試は、どちらかというと、暗記力が強い者に有利になっていて、問題をじっくり掘り下げるタイプの者には通りにくい試験制度といえる。
- 多様な教育を受けた多様な資質をもった学生を大学に受け入れようとするれば、それに応じて大学は多様な試験問題を用意しなければならない。さらに、受験生の科目選択のさせ方、選択試験問題間の配点、評価の仕方ということも問題である。
- 科目内選択をさせる場合には、試験問題により科目間のバランスが崩れないように注意する必要があり、従来より出題に多少手間ひまはかかることにはなるが、そこは各大学として工夫する必要がある。

以上のほか、創設予定の高校総合学科からの大学受入れの可能性、18歳人口の減少に伴う今後の大学進学率、等について意見交換があった。

(2) 平成9年度以降の大学入試センター試験の出題教科・科目について

委員長の要請で、大学入試センターの菊池事業部長から、大学入試センターにおける平成9年度以降の大学入試センター試験の出題教科・科目についての検討状況等について概略説明があった。

この説明について、概ね次のような質疑応答及び意見交換があった。

- 共通1次試験が行われていた初めの頃は、選択科目を指定することは避けてほしいというのが国大協の方針であったが、その後各大

学からの希望もあって、理系学部などでは多く「物理」と「化学」を指定受験させるようになってきた。新教育課程になっても、高校教育の多様化を阻害することにならない程度に科目の指定はやむを得ないと思う。第2次試験を含めて、大学として何と何を履修してきてほしいか早目に高校側に知らせる必要がある。

- 大学が大学入試センター試験の試験科目を多く課すことは、高校教育の多様化の精神に反することになるのか、それとも多様化の精神に合うことになるのか、どうであろうか。
- 高校教育が多様化すれば、受験生の能力を評価するにも多様な観点から評価する必要がある。そのためには、大学の入試科目も多様化されなければならないが、一方で、各大学・学部として特に高校で勉強してきてほしい科目もある。その調和をどう求めるかが、これからそれぞれの大学で真剣に検討されなければならないと思う。
- 国立大学の入試教科目がどうなるかによって、高校教育に大きい影響を与えることになるので、入試教科目について、国大協としての基本姿勢を明らかにする必要がある。
- 各大学・学部としてのリクエストと多様な高校教育との接点をどこに求めるか、ここが問題の焦点であろう。
- 各国立大学が個別学力検査（第2次試験）に課す教科目数は、平成5年度平均で1.23であり、以前に比べて徐々に科目数は絞られてきている。また、大学入試センター試験については、引続き5教科が主流であるが、最近では4教科、3教科も少しずつ増えてきている。
- 大学入試センター試験では万遍なく学力を検査し、第2次試験では、学部・学科等とし

て特に必要な科目に絞ることが、受験生の負担軽減という観点から望ましいと考えられる。

- 第2次試験の試験科目を3科目から2科目に減らした結果、志願者は増えたが、受験生の成績がそれまでより下がった。一概には言えないが、試験科目を減らすことには問題もある。
- 18歳人口の減少とも絡んで、その辺の問題は今後シビアになると思う。今のところ国立大学の多くは、大学入試センター試験について5教科を課しているが、これが崩れると高校教育に悪いリアクションが起こらないか心配である。
- これからの入試は、大学・学部・学科ごとに対応が多様化していくことになろうが、特に第2次試験については、各大学がこれまでに以上にそれぞれの独自性を発揮できるように、試験科目数や試験方法について縛りをかけないでほしい。
- 高校学習指導要領改訂に伴う平成9年度以降の国立大学の入試の教科・科目については、大学入試センター試験については従来どおり、5教科5科目程度、第2次試験についてはそれぞれの大学・学部に必要な教科・科目を課すという大枠は変えないでいくというのが、本委員会の大勢の意見ということになろうか。

2. その他

- (1) 大学入試センターの菊池事業部長から、配付資料に基づき、平成5年度大学入試センター試験実施結果の概要について説明があった。
- (2) 松井専門委員から、配付資料に基づき、入研協（「国立大学入学選抜研究連絡協議会」）

の調査研究資料(受験機会複数化に伴う合格者、入学者層の変化、帰国子女・外国学校出身受入れ、外国人留学生特別選抜、選抜方法の多様化と入学者の資質の移り変わり、等)について説明があった。

(3) 推薦入学の出願の取扱いについて(報告)

このことについて、次のように報告があった。

同一大学・同一学部で異なる推薦入学を2回実施している場合、先に実施する大学入試センターを課さない推薦入学に不合格となった受験生が、その後実施する大学入試センター試験を

課す推薦入学に再び出願することは認められるか、との照会があったが、これについては、国大協として「国立大学への推薦入学の出願は一つの大学・学部にかぎる」とした趣旨に抵触しない旨委員長名で回答した。

(4) (財)産業教育振興中央会から「大学入学者選抜に関する要望書」の提出があった。

以上をもって本日の議事を終了し、最後に本年3月末をもって退官される坂田委員から退任の挨拶があり、閉会した。

第3 常置委員会

日 時 平成5年4月26日(月) 13:30~15:30

場 所 学士会分館8号室

出席者 佐々木委員長

坂村、船越、星埜、小野寺、山本、久々宮、岩佐、鳥塚、川島、加茂、後藤、吉田、山田、村田、迎、光永各委員

小路、内藤、佐藤各専門委員

(文部省)秋山学生課課長補佐

佐々木委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長より、新たに委員となられた加藤章上越教育大学長及び加茂直樹京都教育大学長の紹介があった。

〔議 事〕

1. 就職内定取り消し問題について

委員長から次のような説明があった。

本年1月から2月頃に新規学卒者について就職内定取り消しが発生し、国立大学協会では調査したところ、配付資料のとおり、これまで内定取り消しは男子9人、女子15人、また、自宅待機は男子2人、女子2人となっており、内定取り消しを行った企業は、主に情報関連の中小企業である。内定を取り消された学生は大学院へ進

学したり、また内定取り消しをした企業の斡旋で他企業に就職したり、迷惑料として企業から250万円受領している学生もいる。この件について、3月15日就職問題懇談会を開催し国立、公立、私立大学の団体が集まり協議し、各大学の内定取り消しの状況について説明があったが、全体で百数十人の内定取り消しがあった模様である。そして内定取り消しをなくすよう日経連等企業の団体に口答で要望しようという意見もあった。

その後、労働省の方で積極的に就職内定取り消しについて職業安定法施行規則を改正して対応することになった。

その内容は、新規学卒者を雇い入れようとする者(事業主)は、新規学卒者について、①募

集の中止、募集人員の減員をするとき、②内定取り消しをするとき、③内定期間を延長しようとするときは、これを公共職業安定所長又は施設の長（大学長）に通知しなければならない、というものである。以上の規則改正に対し、大学及び企業の双方から事務的負担が煩瑣になることのないように要望が出され、労働省では実務上の扱いは、①事業主は原則として内定取り消し等を行う場合公共職業安定所に通知することとし、職業安定所の行政指導により大学長にも連絡すること、②事業主が職業安定所又は大学長の片方だけに通知し、他の一方への連絡を拒否した場合は職業安定所と大学間で連絡をとることとする方向で通達を出すことを考えているようである。

これが出ると内定取り消しの歯止めになると思われるが、一方今後採用内定期間の遅れや、採用人員の縮減に繋がる恐れもある。

なお、内定取り消しについての昭和54年の最高裁の判例によると、企業側の求人募集行為は労働契約の申込みの誘引であり、学生の応募は労働契約の申込みであり、これに対する企業からの採用内定通知は申込みに対する承諾であって、学生の誓約書提出と相俟って、就労開始日を大学卒業直後として、誓約書記載の事由に基づく解約権を留保した労働契約が成立すると解しており、この事例ではその内定取り消しは効力を有しないものとされている。

以上の説明ののち、学生の就職先二重内定、学生の就職先調査の必要性等について意見があった。

2. 平成5年度就職協定について

委員長から、次のとおり説明があり、了承された。

別紙配付資料のとおり、平成5年度の就職協定は昨年度と殆ど同じで、求人票公示開始を7月1日、採用選考開始を8月1日前後、採用内定開始を10月1日以降とし、6月までは、学生が勉学に専念できるようにすることで決定している。なお大学院学生の就職についてもこの協定を準用して対応することとしたい。本年は不況のため学生の求職の動きが早く、企業側からは協定遵守について大学で学生を指導するよう要望されている。

3. 学生の厚生補導、厚生施設等について

委員長から、大学紛争のなくなったいま、大学学生部の在り方の根本にさかのぼりその本来的役割りは何か、教養部の改廃、組織換え等に伴う学生の厚生補導、貧弱な厚生施設の充実をどうするのか、実情を伺いながら議論していきたい旨述べられ、ついで佐藤専門委員より、平成2年度「教育白書」等の配付資料により、厚生補導の概念、厚生補導の具体的業務内容、厚生補導関係施設についての問題点について説明があり、厚生補導は、学生が多様化し、厚生補導も多様化を迫られ一層重要性が増してきているときであり、大学全体で関心を持ち、教職員一体となって対応する体制が作られているか、各大学でどのように考えているかが知りたい旨述べられた。

ついで、各委員から次のような意見があった。

- 大学により違いはあろうが、庶務、会計関係が事務の主流という感じがあり、学生部に何となく沈滞感がある。学生部は事務的に通常業務だけ行っていれば良いものではなく、学生の中に入り込み、学生生活に対する指導・援助をしていけたら良いと思う。
- 学生部の活性化について、職員の配置は事

務局長の考え方が強く影響する。事務局長は学生部を経験していただきたいと思う。また、現在学生部の事務系の長は次長であるが、次長を学生部長とし、教官の学生部長は、厚生補導担当の副学長にするという考え方はどうか。

- 学生部を事務局の一部とする考え方も出てきているが、学生部が事務局から独立した組織になっているのは、当初学生部職員の職務は単なる事務ではなく、学生教育の一面を担うのだから、事務局とは別にするという考え方があったものである。いずれが良いか検討が必要である。
- 学生部の所管事項としては、学生相談、就職指導、福利厚生施設の問題等があり、福利厚生施設としては、学生寄宿舎、大学会館、課外活動施設等がある。予算要求等については教育、研究施設が表面に出る傾向があるが、福利厚生施設の充実についても精力的に努力していかなければならない。
- 調査によると学生の70%がスポーツを行うと答えており、女子学生の増加に伴いサークルも多様化している状況で、従前の福利厚生施設の基準面積そのものが改善されなければならない。
- 18歳人口の急減のため、私立大学は厚生補導施設を整備し学生を引き付けようとしている。若者の意識も変化していて、自分の感性に合うところでないとう入学しない。良い学生を集めるためにも厚生補導施設の充実が必要である。
- 福利厚生施設は、教職員と学生の交流の場であること、また留学生が増加していることも考慮し、教職員数や留学生数も基準面積算定の根拠にしてほしい。

- 食堂の面積についても、食堂が狭く図書館が弁当を食べる学生で一杯である。地方大学で周辺に全く食堂がなく、学内者の殆どが学内の食堂を行列して利用しているという地域の状況や、食事時間の長い女子学生の増加や比率なども考慮してもらいたい。一方、大学周辺にコンビニエンス・ストアが増加し学内食堂の利用者が減少して食堂の経営、維持に苦慮しているところもある。
- 大学が移転すると、前キャンパスで使用していた基準面積外の課外活動施設の建物の分については、建築してもらえず、移転して却って課外活動施設が狭くなることもある。
- 保健体育センターや保健管理センターは、精神医学的分野の相談が多く、センターに精神医学の方面の教官、医師等の増強が必要である。なお、上手に運営機能しているセンターもあるが、センターの教官となった者が、出身部局の研究室の仕事を中心とし、センターの業務が機能していないとの話しもある。
- センターの教官も研究、教育、診療ができるという条件でないと良い人は得られない。その条件で本務はセンター教官ということで公募して、学外から良い人を得た。学内の医学部の教官をセンターの教官にするより良かったと思う。
- センターの保健婦の研修旅費を配慮してほしい。
- センターについては、今後女子学生の激増に伴い、産婦人科の非常勤医師の配置やエイズの予防等性教育を視野に入れた厚生補導を考えていく必要がある。

以上の意見交換があったのち、委員長から、本日出された問題点などについて、小委員会を設置して審議していくこととしたい旨述べ、了

承された。

4. その他

(1) 国立大学保健管理施設協議会からの「保健管理センターの現状と要望」について、小路専門委員から、配付資料により、エイズ予防教育、健康教育の必要性、センターの学内の教育、研究機関としての性格を併せ持つ学内共同利用

の健康管理施設としての位置付けの必要性について説明と要望があった。

(2) 委員長から、文部省から国立大学協会に、育英奨学制度に関する調査研究会におけるヒアリングの依頼がきており、内藤専門委員にご出席願いたい旨述べ、了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

第4 常置委員会

日時 平成5年4月28日(水) 13:30~16:00

場所 学士会分館8号室

出席者 阪上委員長

新野、田中、武藤、伊東、大谷、山崎、永井、井上、小野、林、平川、高田、早坂各委員

熊沢、長松、日下、黒崎、羽田各専門委員

(文部省) 渡辺人事課給与班主査

阪上委員長主宰のもとに開会。

委員長から、専門委員の黒崎東京大学庶務部長が三重大学事務局長に昇任された旨披露があり、あらたに東京大学庶務部長に就任された羽田喜次氏を専門委員にお願いしたい旨述べ了承され、羽田専門委員が紹介された。

〔議事〕

1. 「教室系技術職員の組織化と研修の進捗状況について(照会)」に対する各大学の回答のまとめについて

委員長から、昨年11月の総会で標記アンケートの各大学からの回答結果について中間報告をしたが、このたび配付資料のとおり回答結果が纏められたので、作成に当たった専門委員からご説明願いたい旨述べ、委員長及び各専門委員より項目ごとに説明があった。その要点は次のとおりである。

今回の調査は、全国立大学から回答を得たが、

平成元年に行われた前回の調査から3年を経過して行われ、両調査共通の設問もあるのでこれによってこの3年間における教室系技術職員の状況の変化も把握することができた。

A 基本的事項について

行(一)教室系技術職員のほぼ100%が技術業務に従事している。これは教室系技術職員の組織化のための基本的条件をみたすものである。また教室系技術職員の多くが特定の大学に集中している。前回の調査結果と比較すると特徴的なことは、俸給の級別分布上で上位級在職者(4級及び5級以上の在職者)の比率が特に伸びており、これは処遇改善の一面を反映するものであるが、一方教室系技術職員の高齢化が進んでおり、なお一層の改善が望まれる。また、教室系技術職員中の公務員試験Ⅱ種合格者の比率11.7%の中では昭和34年以降生れの者の比率が高くなっており、これは近時Ⅱ種合格者の採用

が推進されていることを示している。

B 組織化の進行状況について

調査時点（平成4年8月）での国立大学の教室系技術職員総数5,583人のうち21大学の2,948人が組織化され、人数での組織化率は52.8%となった。なお平成4年度内に組織化を予定している大学を入れると55%を上回るものと予想される。

前回調査時の組織化率はゼロに近くこの3年間に組織化は急速に進展した。さらに42大学で組織化を検討中であることから、今後も組織化は進行するものと予測される。組織化は部局単位に行われているものが圧倒的に多いが、その中で勤務場所を重視したものより専門技術を重視して組織化したものが若干多い。組織化した21大学ではその大学に属する教室系技術職員のうち92.8%の者が組織化に含まれており、組織化した各大学の教室系技術職員数は少なくとも20人以上である。教室系技術職員はいるが「組織化しない」と回答した大学が21大学あり、その教室系技術職員数は計135人でこれらの大学では人数が少ないため組織化できないことを示している。人数が少ないか、或いは一大学内で地域的に人数が分散しているなどのために組織化されない教室系技術職員の技術能力の向上、処遇の改善、などについて別途検討する必要があることを示唆している。

組織化の実施によって研修がやり易くなり、技術交流が盛んになり、教官の理解が深まったこと、また併せて処遇改善につながりつつあることなどの回答が多く、所期の効果の具現化が進行していることを示している。

C 研修Ⅰについて

組織化の進展に伴い、全学研修、部局研修などのいわば公的研修は、前回調査時は58件であ

ったのに対し、今回は211件と実施が急増している。これは組織化の顕著な効果の一つである。他方、技術能力向上の意欲高揚が研修の実施及び実施組織の確立を促し、それが組織化を推進した一面も認められる。いずれにせよこれらの研修は大学内での技術職員の位置付けを高め、技術職員の意欲向上に役立っている。

一方で人数が少ないなど組織化されていないところでは自主的参加研修が多く、全学的、部局的職場研修は少ない。今後大学間ブロック、専門ブロック等による研修の実施が検討されるならば組織化されていない技術職員のそうした研修への参加を図ることが可能となろう。

研修の企画、実施を困難にする要件としては、人数の不足の他、実施予算（研修旅費、講師謝金などを含む。）の不足が挙げられ、また専門分化が著しいことを専門研修実施の困難な条件として挙げられたものもあった。また先行して研修を実施している大学での研修に関する情報、ノウハウを得ることの希望意見も多かった。すでにある研修経験の実績などは最大限活用されることが望ましい。

D 研修Ⅱと将来について

研修Ⅱの性格・内容については、専行職に必要な資格認定とするものが多かったが、それと同程度に専門分野別の高度な技術習得を挙げたものが多かった。これは技術職員の待遇改善問題と大学における実質的な技術水準の問題とが直接関係している事態が認識されてきたことを示している。

資格認定の方法、実施機関は、国大協等で統一基準を設けて、あるいは公的・全国的又は大学ブロックに分けて行うなどが多く、国家試験によるとするものが次に多かった。

専行職移行についての方策についての回答

は、「専行職と行政職の併用」(36%)と「職種を特定しての部分的専行職移行」(18%)との両者を合わせると54%となり、「各機関、技術職員全員一斉の専行職移行ができる条件の整備」が27%である。これは部分的でも専行職移行でその部分の処遇改善と活性化を望むものと、技術職員間に分断と不公平をもちこむべきでないとするものとの意見が2分されていることを示しているが、前回の調査結果と比較すると部分的な専行職移行に傾く意見の増加が注目される。

そのほか人事院の要求する専行職移行条件の明確化等について意見があるが、専行職移行に必要な資格認定の方策は最も重要で、かつ最も難しい課題である。

以上の説明ののち、技術職員組織の法制化その他字句・表現について意見があり、「教室系技術職員の組織化と研修の進行状況について(照会)に対する各大学の回答のまとめ」については、本日の意見を踏まえ、専門委員が最終的に文案を修正し第4常置委員会の報告として確定し、6月の総会で委員長が口答で報告したうえ、各大学に送付することとして了承された。

2. 教室系技術職員の専門行政職移行問題について

委員長から、前総会でもご報告したように、会長から、教室系技術職員の専行職移行問題について、本委員会で検討し提言するよう要請されており、これを受けて小委員会を2回ほど開催し本問題の経過、問題点等について勉強したが、今後も小委員会で引き続き検討を続け、基本的問題については本委員会に諮りながら進めていきたい旨述べ、了承された。

3. 教務職員に関するアンケート調査について

黒崎専門委員より、次のとおり説明があった。前総会の際、会長より、平成3年11月の総会に報告した「教務職員問題に関する検討結果報告」の提言に対し、各大学がその後どのように取り組んでいるか検討されたいという要請があり、教務職員問題について調査を実施することが了承されている。

それに基づきこのほど別紙のとおり調査表(案)を作成した。今回の調査は、国立大学協会の「教務職員問題に関する検討結果報告」に示された提言が各大学でどのように実施されているかを見ると同時に、昭和49年に実施した教務職員問題の調査の結果と対比し、その間教務職員の状況がどのように変化してきたかを見る目的で作成した。

調査項目は、①定員・現員の推移 ②主たる職務内容 ③年齢別勤続年数 ④年齢別最終学歴状況 ⑤他職種への異動状況 ⑥定員削減状況 ⑦学内措置による任用資格基準の有無 ⑧国大協が示した指針による対応・検討状況 ⑨指針にそっての措置を実施するにあたっての問題点と解決のため必要な措置等である。

以上の説明ののち、別紙「教務職員問題の対応等について(照会)」の調査表を各大学に送付し、調査を実施することが了承された。

4. 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について

委員長から、毎年別紙配付資料のような要望書を作成し、関係方面に提出し、その実現方について要望しており、本年も要望したいと考えている旨述べ、黒崎専門委員から次のとおり説明があった。

昨年の要望書を配付してあるが、これをもとに状況の進展を踏まえて次のような点を考慮して文案を修正したらと考えている。

- 部局長等及び教育、研究の功績顕著な教授に対する指定職俸給表の適用拡大について改善が図られつつあるが、しかしながら、まだ十分な状況とはいえないこと
- 管理職手当について、特に学科長については、このたび法令上の職として位置付けられたことを踏まえて、早期に措置すること
- 看護婦等の待遇改善等を目的として昨年看護婦等の人材確保の促進に関する法律が制定されたこと
- 全体の配列についても整合性を考えたいこと

以上の説明ののち、協議が行われた結果、小委員会で作成し、各委員に送付のうえ、来る6月の総会にこれを提出することが了承された。

なお、学科長の手当の関係では、課程制も管

理業務等は学科同様であり、学科同様に扱ってほしい旨要望があった。

5. 委員の交代等について

(1) 委員長から、次のとおり学長の任期満了に伴う委員の交代について紹介があった。

(前 任) (後 任)

山梨大学長 小出昭一郎 伊東 壮
鹿児島大学長 井形 昭弘 早坂 祥三

(2) 委員長から、長期に専門委員をお願いしていた熊沢専門委員が名古屋大学に転任されたのに伴い、本日審議した技術職員の組織化と研修の進行状況のアンケートのまとめをもって専門委員を退任されることについて諮られ、了承された。

(3) 委員長から、小委員会委員であった小出山梨大学長の退任に伴い、その後任委員を永井衛静岡大学長に委嘱することが諮られ、了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

第5 常置委員会

日 時 平成5年2月4日(木) 14:40~16:00

場 所 竹橋会館「朱鷺の間」

出席者 角田委員長

谷本、江崎、原、嶋田、佐野、山田、櫻井、三分一、野地(代理:河野副学
長)、安藤、横山、砂川(代理:瀬名波教育学部教授)各委員

垂木専門委員

(文部省) 行田国際企画課長、徳永大臣官房企画官

角田委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長より配付資料「日豪学術交流協定」に関し、次のような報告があった。

昨年11月の総会で当協定の締結を諮った結果、了承されたので、その旨をオーストラリア大学長協会(AVCC)に連絡したところ、マッ

キノン会長の署名入り(1992・11・18付)の協定文が送付されて来たので、直ちに日本語の協定文を作成し、有馬会長に12月21日付で日英両文に署名を願い、AVCC宛に送付した。そして、本年1月初めに、マッキノン会長が12月24日付で日本語協定文に署名したものが届いた。従っ

て、1992年12月24日付をもって、日豪学術交流協定が締結されたことになる。今後とも、日豪間の大学間交流が活発なることを望んでおり、同時にそのための努力を当委員会としてしなければならないと思う。

〔議 事〕

1. 「UMAP-JAPAN '94」の開催について

このことについて、委員長より配付資料「第5常置委員会 UMAP 小委員会報告」に基づき、同小委員会で作成した「UMAP-JAPAN '94」の開催について(素案)の詳しい説明があった。

なお、「UMAP-JAPAN '94」の開催計画の概要は次の通りである。

開催期日：平成6年11月29日～12月1日

開催場所：千里ライフサイエンスセンター

日 程：

11月29日 夜 Working Group 会合

11月30日 午前 開会式、基調講演

午後 シンポジウム

夜 懇親パーティ

12月1日 午前 シンポジウム

午後 Reference Group 会合

(UMAP総会)

夜 Working Group 会合

招致予定国・機関：25ヶ国・機関

また、UMAP小委員会委員は次の通りである。

委員長 角田 稔(電気通信大学長)

委 員 山澤 逸平(一橋大学教授)

〃 川島 慶雄(大阪大学教授)

〃 西村 重雄(九州大学教授)

〃 中村 光男(千葉大学教授)

〃 松田徳一郎(東京外国語大学教授)

〃 御子柴茂生(電気通信大学教授)

〃 黒澤 満(大阪大学教授)

〃 糟谷 正彦(大阪大学事務局長)

〃 中条 祐子(大阪大学国際交流課長)

以上の説明に関し、概ね次のような意見交換があった。

○ 第2回 UMAP 会議にロシアが参加しているが、UMAPという地域を考えると、ロシアの場合極東ロシアの大学からと特定することは可能なのか。

○ 韓国は政治的背景もありロシアを招致したと思う。日本で開催する場合、ロシアを招致するか否か協議したい。

○ シンポジウムのテーマだが、小委員会で検討された「大学と企業との協力」は興味あるテーマである。

○ 第2回 UMAP 会議でも、大学と企業の協力は重要なテーマの一つで、韓国の要請で、柳澤芝浦工業大学教授(前東京工業大学教授)が日本の産学共同の実態報告を行った。現在、我が国には中国や東南アジア諸国から多数の留学生が来日し、日本企業への就職希望者も増えていると聞き、また外国では日本の産業の成功に高等教育の充実が大きく寄与していると評価していると聞くので、このような日本の状況は各国とも知りたいところかも知れない。

○ 文部省を含め、関係団体等に対し、資金援助を正式に依頼する必要があるので、極力早期に、趣意書あるいは企画書を作成する必要がある。

○ 文部省の援助の対象となるのは、二つある。その一つは、自己負担で参加できない国に対する援助で、これは学者・専門家招致事業での対応を前向きに検討したい。もう一つは、シンポジウム開催経費だが、これは限られた

予算で、全国立大学からの申請を見て配賦されるので、担当課に前向きな検討方を依頼してあるが、なるべく早期に内容を固めて、世話大学がシンポジウムの申請書を文部省に提出される必要がある。

概ね以上のような意見交換の後、委員長より次のように述べられた。

公立大学協会及び日本私立大学団体連合会には主催者として名を連ねてほしいと考えるので、予め連絡の上、私が説明に伺いたい。また、シンポジウム開催経費については、近く関係者が文部省に相談に行きたいので、よろしく願いしたい。

2. その他

(1) 日米大学長会議について

これについて、委員長より次のように述べられた。

滋賀大学は琵琶湖に面した大学で、アメリカのミシガン湖に面したミシガン州立大学と大学間交流協定を締結している。また滋賀県もミシガン州と姉妹協定を結んでいて、滋賀大学近くの琵琶湖畔に研修・宿泊施設の完備した建物を建て、ミシガン州の大学生が交代で約3ヶ月程来日し、日本語や日本文化を学びながら生活すると同時に、周辺の高校生や大学生に対しても英語教育を行う等の活発な交流を行っている。

過般ミシガン州立大学より、尾上滋賀大学長にミシガン州の大学長と日本の大学長の会議開催の提案があったとのことで、私に相談があった。また、これについては、文部省の徳永企画官がアメリカに赴任中、同様の話を受けたとのことなので、今日は徳永企画官より、その後の経過を含め経緯をご説明いただきたいと思います。

続いて、徳永企画官より概ね次のような説明があった。

文部省より全米科学財団に1年間派遣され、全米各地の大学・研究所等を訪問したが、ミシガン州立大学長協会（ミシガン州の16の州立大学で構成）を訪問した際、事務局長のステーブンス博士から、財政危機の中でいかに教育研究の進展を図るか、あるいはミシガン湖も公害問題が発生しているので、地球環境と科学技術の調和といったテーマでの会議開催の提案があり、帰国後、是非関係者に話をしてくれるよう依頼をうけた。

このような会議が開催できれば、国立大学の国際交流の進展にも寄与できるので、国立大学協会として、何等かの形で参画いただければと思う。また、その場合は、ミシガン州立大学協会を中核としつつ、全米規模の大学長に参加していただく形に出来ないかと考えている。

以上の説明に関し、概ね次のような質疑応答・意見交換があった。

- アメリカからどの程度の参加があるのか。
- アメリカからの招致者を学長に限定するか、あるいは副学長も含めるかは分らないが、招致者数はミシガン州立大学長協会から10名、それに加えてAUA（全米大学協会）の会長・副会長、その他関係学会等の研究グループに所属している学長等で、10数名を考えている。
- 現在、アメリカは財政危機に直面していて、カリフォルニア州では昨年予算が対前年度比20%減、また今年も更に15%減で、カリフォルニアの州立大学とUCグループを合わせると560名の教官を解雇するという状況にあり、その中で、いかに研究教育体制を整備していくかが大きな問題となっている。

○ 日本は大学設置基準が大綱化された直後
で、大学は教養教育の問題で検討中であるし、
アメリカもお話のように財政危機の影響で
種々問題を抱えているとのことで、日米の学
長が一堂に会し意見交換を行うことは大変有
意義である。

○ 日米大学長会議は、準備もあるので、早く
ても平成6年度になろう。

概ね以上のような意見交換の後、委員長より
次のように述べられ、了承された。

当委員会としては、日米大学長会議開催は有
意義と考えるので、今後の進捗状況を見つ、
同会議開催に何等かの形で支援できるよう考
えてゆきたい。なお、文部省にあっては日米大
学長会議及び UMAP 総会開催の実現につ
いて、特段のご配慮をお願いしたい。

(2) コロンビア大学教官からの申し入れにつ
いて

このことについて、委員長より次のように述
べられた。

先般、有馬会長宛に、コロンビア大学の教官

から、日本の国立大学とアイビー・リーグ加盟
大学間でコンソーシアム形式の協力関係を築い
たらどうか、日本が受諾の意向であれば、私が
アイビー・リーグ加盟大学に働きかけるとい
う提案があった。これの検討を会長より依頼さ
れたので、本日お諮りする。

これについて協議の結果、アイビー・リー
グはアメリカの大学の中で中核的な力を持つ大
学で、前向きに検討することとするが、提案さ
れた教官の考えや先方の大学の考えをもう少し確
かめた上で、第5常置委員会の対応を考えると
の結論になった。

(3) 平成5年度外国大学長招致事業について
このことについて、委員長より次のように諮
られて、了承された。

平成6年度には、「UMAP-JAPAN '94」の開
催及び日米大学長会議の開催が予定されてい
るので、来年度は外国大学長招致事業を中止し
て、再来年の二つの事業実施に備えたいと思
う。

以上をもって本日の議事を終了した。

第6常置委員会

日時 平成5年2月23日(火) 14:00~16:30

場所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 廣重委員長

細谷、津布菜、石川、宮島、鈴木、慶伊、佐和、出口、中内、和田、高木、
今村各委員

伊藤、田村各専門委員

(文部省)久保大学課課長補佐、小池会計課第二予算班主査

(国立学校財務センター)前川所長、久賀研究部長

廣重委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、今回初めて出席さ
れた宮島 洋東京大学教授、佐和隆光京都大学
教授並びに新たに専門委員になられた田村 誠
京都大学事務局長の紹介があった。

引続き、本日出席の文部省の久保大学課課長
補佐、小池会計課第二予算班主査及び国立学校
財務センター前川所長、久賀研究部長の紹介が
あったのち、議事に入った。

〔議 事〕

1. 大学財政をめぐる動きについて

委員長の要請で久保課長補佐より、概ね次のような説明があった。

平成5年度は前年度予算と比較して一般会計予算は2.0%増で、これに対して国立学校特別会計は6.1%の増となっている。この大幅増は平成4年度からの大学改革の動き、それと併せて国大協（国立大学の財政危機の提起等）のご支援もあって、財政当局の理解が得られたものと考えている。

先ず平成5年度国立学校特別会計概算決定額総表を見ていただくと、一般会計よりの受入れは1兆4千6百億余円、全体の63.2%を確保することができた。歳出面は人件費57.5%、物件費42.5%である。具体的な事項は別紙「国立大学の整備充実のための平成5年度主要事項」をご覧ください。

（以下各項説明）

(1) 基幹的教育研究経費

- 学生当、教官当積算校費の単価改定
単価1.2%増(教育設備特別整備分22億円を含めると総額2.6%相当)
- 教育研究特別経費（教育改善推進費）の増額)

(2) 高度化推進特別経費

- 優れた教育実績をあげている大学院を中心とする教育研究条件の整備（ティーチング・アシスタントを含む）
- 研究交流等のための旅費を新規措置

(3) 大学院最先端設備

- 優れた教育研究実績をあげている大学院研究科に対する最先端的教育研究設備の整備充実

(4) 研究設備

- 基盤的並びに大型・高性能の研究設備の整備充実
- 研究基盤重点設備を新規措置

(5) 施設整備

- 文教施設費
看護婦宿舎の整備等
- 特別施設整備事業

(6) 処遇改善等

- 副学長（東京大学2人など）
- 指定職の拡大、管理職手当の増
- 学科長の制度化

このほか、国公立大学を通じて科学研究費補助金の90億増、日本学術振興会特別研究費の採用者400人増、研究奨励金の引上げ、育英奨学事業（大学院）の貸与月額増、貸与人員の増、高等教育の機構・教員組織、定員関係等の説明があった。

以上の説明について、特別施設整備費の増加状況、既存の職員旅費とは別の国内研究交流のための旅費新規措置について質疑応答があった。

2. 今後の活動方針について

委員長より、概ね次のような説明があった。

前回の委員会でご了承を得て本委員会の下に設けた国立大学財政問題懇談会の第1回懇談会は1月27日に開き、今後の進め方について、①国立大学の教育研究設備の充実のためにどの程度の予算を投入すべきか、②投入すべき予算額を納税者でもある国民に納得させうる理論構築は可能か討議した。その結果、原理論は焦点が拡散しがちなので、具体的問題を取り上げることとし、目下の緊急性から授業料及び施設設備の問題が選ばれた。

その後授業料の学部別格差の問題が浮上してきたので、これについて検討することとし、懇談会委員と連絡調整の上別紙「国立大学の授業料のあり方について」(案)を纏めてみた。急遽作成したため、問題点も多々あると思うのでご検討願いたい。

ついで原案の朗読があり、そのあと主として次の点について質疑及び意見交換があった。

- この文書の取扱いと目標。
- サマリー作成と統計数字等の附属資料化。
- 方向の明確化と国立大学授業料のあり方の基本哲学。
- 受身の姿勢から積極的姿勢への転換の必要。
- 国立学校特別会計歳入における授業料の占める比率による方法の問題点。

○ 授業料の基礎として教育サービスコスト試算の問題点。

○ 授業料と、育英奨学金及び授業料免除制度の関係。

○ 高所得者の子女のみが医師となる危惧の指摘。

○ タイミングを失しないよう授業料値上げ反対の意志表示の早い対応の必要。

以上、問題点を指摘しての意見交換があったのち、委員長より次のように述べられ、了承された。

本日のご意見を踏まえて、原案を整理の上要約を作成し、3月開催の理事会には、授業料問題についてこの方向で検討を行っている旨報告し了承を得ることにしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第6 常置委員会

日時 平成5年4月28日(水) 10:00~12:30

場所 学士会分館(本郷)8号室

出席者 廣重委員長

細谷、津布菜、石川、堀川、鈴木、加藤、佐和、田村、中内、和田、今村各委員

佐藤、伊藤、田村各専門委員

(文部省)工藤大学課長、高研究機関課長、久保大学課長補佐、秋山学生課課長補佐、高橋留学生交流政策室長、小池第二予算班主査

(国立学校財務センター)前川所長、久賀研究部長

廣重委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、新たに委員になられた田村 淑奈良女子大学長及び本日出席の文部省の工藤大学課長、高研究機関課長、久保大学課長補佐、秋山学生課長補佐、高橋留学生交流政策室長、小池第二予算班主査並びに本委員会にオブザーバーとして出席の国立学校財務センター前川所長、久賀研究部長の紹介があったのち、議事に入った。

〔議事〕

1. 平成5年度国立学校の予算について

委員長より、次のように述べられた。

平成5年度予算については、前回2月の委員会で大筋をご説明していただいたが、その後予算に動き等があれば、それを含め工藤課長よりご説明願いたい。

ついで、工藤課長より別紙配付の資料により

次の事項について説明があった。

- 平成5年度文部省所管予算の概要
文部省所管予算、国の一般会計予算
- 平成5年度国立学校特別会計予算額総表
- 国立大学の整備充実のための平成5年度主要事項
研究費、設備費、施設費関係、一般会計に属する科学研究費、学術振興会の特別研究員、育英奨学事業
- 総合経済対策による文部省関係部分について

2. 平成6年度概算要求の取り扱いについて

工藤課長より、次のように述べられた。

国の財政事情は依然として多額の公債残高を抱え、税収の落ち込みもあり厳しさが続いている。さらに、高等教育の実状認識は深まったものの、一部には国立大学に対する批判もあり、なお、世間のサポートを得る努力を必要としている。そういう状況の中で、これまで以上に既定施策の見直し、経費の節減を図る必要があり、概算要求事項は精選せざるを得ないので、ご理解ご協力をお願いしたい。なお、18歳人口急減期に当たり、学部規模の拡大は原則として抑制するが社会的需要の強い看護教員等については対応しなければならず、大学院については、体制の見直しとともに拠点作りを含めて充実を図りたいと考えている。学術研究の推進については、国内、国外の要請を踏まえながら対応することになる。

3. 「国立大学の授業料のあり方」について

初めに委員長より、前回の委員会でのご意見

を踏まえて原案を修正し、昨日の財政問題懇談会で討議した旨述べられ、修正原案について、懇談会での検討意見を含めて説明があった。

ついで、この修正原案について審議したが、その要点は次のとおりである。

- 1) 本（案）の主要内容は了とする。
- 2) だが、（案）は以下の点でまだ検討を要する。

(a) 国立の立場を強調するあまり、使用データが理系に偏っている。さらに理系のなかでも分野に偏りはないか。さらに文系のデータも同様に用意・整理すべきである。

(b) 国立大学協会を構成している大学の多様性を考えると、本（案）はその一面をカバーしているのみと言えないか。たとえば国立大学の研究面の貢献を強調することは、国大協メンバー全体にとってどこまで妥当性をもつか。

(c) 従って、学部教育と大学院教育・研究を分けて論ずる様式も一考すべきではないか。

(d) 国立大学における「教育サービス・コスト」の試算は、試算すること自体の適否を含めて、慎重に議論すべきである。

- 3) 以上のことより、現時点では、本（案）は原則として第6常置委員会における検討経過記録にとどめ、すぐには公表しない。ただし、必要に応じて第6常置委員会の了解のもとに、その一部を随時活用していくことは差し支えない。

以上をもって本日の議事を終了した。

学術情報特別委員会

日 時 平成5年1月29日(金) 13:30~15:30

場 所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 太田委員長

荒川, 大瀬戸, 鈴木(邁), 清水, 小山, 角田, 林, 三分一, 安藤各委員
山中, 浅野各専門委員

井上臨時専門委員

(文部省) 柴山学術情報課学術情報企画官

太田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より, 本日は最初に「学術審議会答申」中の学術情報関係の実施上の問題点について, 林委員の検討結果の報告, 次に大学図書館の整備について, 最後にその後の複写に関する著作権の状況並びに平成5年度の学術情報システム関係予算の概要について, 文部省柴山学術情報企画官からご説明願うことにしたい旨述べられたのち, 議事に入った。

〔議 事〕

1. 「学術審議会答申」中の学術情報関係部分の実施上の問題点について

林委員より, 概ね次のような説明があった。

国立大学にある情報処理センター, 総合情報処理センターの現状を毎年調査しているので, これに基づき, 現状からみた今回の「学術審議会答申」の実施上の問題点を述べてみたい。

(以下内容説明)

- 1) 情報処理センター等の学内センター群
- 2) コンピュータの整備状況
 - ①コンピューティング・パワーリソース
 - ②1セット当りの平均
- 3) 学内 LAN の整備状況
- 4) 学内 LAN と大学付属図書館
 - ①学内 LAN と図書館
 - ②分散コンピューティング環境の中でのデ

ータベース

- 5) インターネットと地域ネットワーク
 - ①地域ネットワークの展開
 - ②地域的な民間機関とのネットワーク
 - ③地域的図書館ネットワーク
 - ④広域幹線の整備の必要
- 6) 情報処理センター等が当面する問題点
 - ①センター要員の研修制度の確立
 - ②センター専任教官等の研究交流の場の確立

2. 大学図書館の整備について

委員長より次のように述べられ, 了承された。別紙「学術情報システムの整備拡充に関する要望書」については, 前回の委員会で清水委員(国立大学図書館協議会会長)よりご説明していただいた。いずれの図書館にも共通する問題であり, 実現することを期待したい。ただその中でも, 蔵書数が100万冊以下の規模の大学図書館は多くの問題を抱えていると考えられるので, 次回委員会でこれらの大学からヒアリングを行い, 大学図書館の現状をお聞きすることにしてはと思っている。

3. その他

委員長より, 平成5年度学術情報システム関係予算案の概要並びに最近の著作権に関する複

写の問題について、文部省柴山企画官から状況説明をしていただきたい旨述べられ、同企画官から、配付資料の「平成5年度学術情報システム関係予算案の概要」については、昨年の概算要求時に説明しているの、その結果と理解していただきたい旨前置があり、次の事項について説明があった。

○ 平成5年度学術情報システム関係予算案の概要

- (1) 学術情報センターの組織・機能の拡充
- (2) 大型計算機センター等の整備
- (3) データベース作成等の促進
- (4) キャンパス情報ネットワーク
- (5) 国立大学図書館の整備

○ 平成5年度図書館関係予算案の概要

- (1) 国立学校関係
 - ・図書館経費
 - ・図書購入費
 - ・実習施設等設備費
- (2) 研究所関係
 - ・図書購入費
- (3) 事務機構等の整備
 - ・大学図書館職員の増

以上のほか、第13期学術審議会答申の中の大学図書館等の機能強化に関連して説明があった。

引き続き柴山企画官より、複写に関する著作権をめぐる現状について、概ね次のような説明があった。

日本複写権センターにおいては、今のところ大手民間企業に重点を置き契約交渉を行っており、その成果として、許諾契約が漸次増加していると伺っている。文部省においても、複写の取扱いについて検討しているが、具体的には進んでいない。大学における複写については、その目的・態様（私的使用、図書館等における複製、教育目的の複製、行政目的の複製）等を考えに入れ、ガイドライン設定を行わなければならないと思う。そのためにも大学での利用状況を把握することが必要である。小委員会でのご検討をお願いしたい。

概ね以上の説明があったのち、委員長より次のように述べられた。

大学における複写に関する著作権の問題は、国大協としても現在までに、2度にわたり見解を出しているが、幅広い法解釈ができるので私的使用の範囲についても考え方が確定していないので、具体的な契約まで進みにくい。今後文部省とも連絡をとり、小委員会を開いて議論していただくようお願いしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

生涯学習特別委員会

日時 平成5年1月28日(木) 13:30~15:40

場所 学生会分館(本郷)6号室

出席者 太田委員長

船越, 加藤, 佐々木, 尾上, 出口, 岡市, 高田, 横山, 砂川各委員

小川, 佐々木各専門委員

ヒアリング: 中尾石川島播磨重工業㈱技術本部技術研修所長

小黒富山大学長

(オブザーバー) 小尾放送大学長

太田委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

1. ヒアリング

石川島播磨重工業㈱技術本部技術研修所の中尾所長及び富山大学の小黒学長に出席をお願いし、前回に引続き、生涯学習に関しヒアリングが行われた。

(中尾石川島播磨重工業㈱技術本部技術研修所長)

○ 石川島播磨重工業における社内教育の状況と大学への期待

配付資料をもとに、主として次の事項を中心に説明があった。

○ 社内(技術)教育の状況

・会社概要

・人材育成

人材育成の方針, 人材育成の体系

・技術と技術者

先端基礎技術, 共通基礎技術, 総合化技術

・技術教育の体系と内容

・技術教育の運営

・技術教育の効果

○ 大学への期待

・新規の卒業者

一般教養, 語学, 基礎工学, 自ら考える力

・社会人技術者の継続教育

短期間のセミナー・講習, 長期の派遣,

共同研究, 衛星放送による講義

○ 企業側のニーズと大学側への期待

情報公開, 大学院の門戸開放, 開講時間

(通常勤務との両立)

以上の説明について、社会人の大学院入学の問題点、大学と民間企業との共同研究の将来、等について質疑応答があった。

(小黒富山大学長)

○ 富山地域リカレント教育推進事業について

配付資料にもとづき、富山地域リカレント教育推進事業が発足するまでの経緯について述べられた後、県内企業の学習ニーズに関する調査結果並びに平成4年度リカレント学習コース及び平成5年度リカレント教育推進事業(学習コース開設)計画、等のほか、リカレント教育推進事業の実施上の問題点(事業実施までの準備期間、事業の運営に対する大学と地域(県)間の分担協力関係、等)について説明があった。

以上の説明について、事業についての大学と地域(県)間の協力関係のあり方、事業終了後のリカレント教育の継続(法人化、大学主体)、大学の生涯学習教育研究センターと地域の生涯

学習推進センターの関係、等について質疑応答があった。

2. 「国立大学と生涯学習」報告書について

このことについて、委員長から次のように述べられ、了承された。

各委員にご意見を伺いながら、編集小委員会に取りまとめをすすめてきた「国立大学と生涯学習」報告書（案）について、なお検討を要す

る点があり修正の余地はあるが、一応配付のとおりとまとめた。時間の関係もあるので、本日はこれをお持ち帰り願い、ご覧いただいたうえご意見があれば後日お寄せいただくことにさせていただきます。次回までに、編集小委員会で詰め、その上で本委員会を開催して最終的に報告書を取りまとめることにしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

生涯学習特別委員会

日 時 平成5年3月26日（金） 15:00～16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 有馬会長

太田委員長

荒川、津布菜、佐々木、尾上、出口、岡市、高田、砂川各委員

山本、小川、佐々木各専門委員

（文部省）岡本生涯学習振興課課長補佐

太田委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、特に出席をお願いした有馬会長から次のような挨拶があった。

ご承知のように、平成4年度をピークに今後18歳人口が急減し、西暦2,000年には今の約200万人が150万人程度まで減ることが予測されており、国立大学としてこれにいかに対処していくかが大きな問題である。そのような状況の中で、生涯学習は国立大学としても果たすべき大きな役割があると考えていたが、幸い、生涯学習に強い熱意をもたれていた太田委員長から、特別委員会を設けてこの問題を検討することにしようか、との提案をいただき、一昨年7月、本委員会が誕生した。爾来、同委員会では、国立大学における生涯学習の問題について審議を重ねてこられ、近く、これの「報告書」がまとまる由承った。委員長はじめ各委員のご努力

にお礼申し上げる。これが各大学で生涯学習を検討されるうえで参考となるばかりでなく、文部省、各地方自治体等の施策にも反映することを期待したい。

〔議 事〕

1. 「生涯学習と国立大学」報告書のまとめについて

このことについて、委員長から次のように述べられた。

各委員のご意見を伺いながら「国立大学と生涯学習」報告書（案）の取りまとめをすすめてきたが、前回配付の報告書案にその後若干の修正を加え、ここに編集小委員会として最終的に報告書案を取りまとめた。

ついで、太田委員長、小川、山本、佐々木各専門委員から、それぞれ分担事項について説明

があったのち、委員長から次のように諮られ、了承された。

本報告書案について特にご意見があれば、後日早急にお寄せいただくこととし、基本的にはこれをもって本委員会の報告書として刊行することをお認めいただきたい。

なお、報告書は製本が出来次第各大学にご送付申し上げるが、このほか、ご希望に応じて頒布する措置を講じることにしたい。

2. 委員の交代について

学長任期満了に伴い来る3月末をもって退任

される出口委員から、退任の挨拶があったのち、委員長から委員の補充について次のように諮られた。

出口委員の後任委員を補充したいが、できれば同じ奈良女子大学の次期学長（田村倣学長）をお願いすることにしては如何か、お諮りする。

この委員長提案について協議の結果、異議なく承認され、来る6月4日開催予定の理事会に諮り、追認を得ることとした。

以上をもって本日の議事を終了した。

／ 諸 会 合 ／

平成5年1月～4月

- | | | |
|----------|-------|-----------------|
| 1月8日(金) | 15:00 | 生涯学習特別委員会編集小委員会 |
| 13日(水) | 15:00 | 第4常置委員会小委員会打合せ |
| 19日(火) | 13:30 | 第2常置委員会 |
| 25日(月) | 13:30 | 第4常置委員会小委員会 |
| 27日(水) | 10:00 | 国立大学財政問題懇談会 |
| | 13:30 | 第5常置委員会UMAP小委員会 |
| 28日(木) | 13:30 | 生涯学習特別委員会 |
| 29日(金) | 13:30 | 学術情報特別委員会 |
| 2月4日(木) | 10:00 | イタリア国大学学長との懇談会 |
| | 14:45 | 第5常置委員会 |
| 5日(金) | 13:30 | 大学院調査専門委員会 |
| 9日(火) | 14:00 | 第1常置委員会小委員会 |
| 23日(火) | 14:00 | 第6常置委員会 |
| 3月2日(火) | 13:00 | 第4常置小委員会打合せ |
| 3日(水) | 13:30 | 第4常置委員会小委員会 |
| 5日(金) | 14:00 | 第5常置委員会UMAP小委員会 |
| 10日(水) | 13:30 | 理事会 |
| 26日(金) | 13:30 | 生涯学習特別委員会編集小委員会 |
| | 15:00 | 生涯学習特別委員会 |
| 4月14日(水) | 13:30 | 第4常置委員会小委員会 |
| 19日(月) | 13:00 | 大学院調査専門委員会 |
| 23日(金) | 13:30 | 第1常置委員会 |
| 26日(月) | 13:30 | 第3常置委員会 |
| 27日(火) | 10:00 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| | 13:30 | 国立大学財政問題懇談会 |
| 28日(水) | 10:00 | 第6常置委員会 |
| | 13:30 | 第4常置委員会 |

予 算 ・ 決 算

平成 4 年度国立大学協会歳入歳出決算

平成 5 年 6 月 4 日理事会

平成 5 年 6 月第92回總會

科 目	予算額	流用額	予算現額	決算額	差引額	摘 要
	円	円	円	円	円	
[歳入の部]	192,400,000	0	192,400,000	191,883,485	△ 516,515	
(1) 会 費	151,119,000	0	151,119,000	151,119,000	0	98大会会費
(2) 預 金 利 子	2,500,000	0	2,500,000	2,038,955	△ 461,045	銀行預金(定期, 普通) 利子
(3) 雑 収 入	100,000	0	100,000	44,530	△ 55,470	報告書頒布収入等
(4) 前年度繰越	38,681,000	0	38,681,000	38,681,000	0	
[歳出の部]	192,400,000	0	192,400,000	151,326,485	41,073,515	
1. 事業費	78,600,000	0	78,600,000	67,916,354	10,683,646	
(1) 総 会 費	5,800,000	0	5,800,000	5,554,164	245,836	總會・事務連絡会議の 会場費等
(2) 役員会費	1,500,000	△ 118,195	1,381,805	1,271,294	110,511	理事会・幹事会経費
(3) 委員会費	2,500,000	118,195	2,618,195	2,618,195	0	各委員会等の会場費等
(4) 会報発行費	3,800,000	736,185	4,536,185	4,536,185	0	会報の印刷費・送料等
(5) 調査研究費	4,500,000	△ 736,185	3,763,815	3,705,016	58,799	参考図書・資料印刷費等
(6) 会議旅費	55,000,000	0	55,000,000	46,534,600	8,465,400	總會その他会議出席旅費
(7) 図書・資料頒布費	1,000,000	0	1,000,000	0	1,000,000	委員会報告書印刷費等
(8) 通 信 費	2,000,000	0	2,000,000	1,377,327	622,673	郵便切手・はがき・電話 料等
(9) 国際交流費	2,500,000	0	2,500,000	2,319,573	180,427	訪日外国学長団関係経費
2. 事務費	83,300,000	835,774	84,135,774	83,410,131	725,643	
(1) 諸 給 与	66,000,000	835,774	66,835,774	66,835,774	0	事務局10人分の給料, 諸手当
(2) 備 品 費	200,000	0	200,000	193,347	6,653	
(3) 借 用 料	4,500,000	0	4,500,000	4,105,998	394,002	事務局土地建物借料
(4) 消 耗 品 費	700,000	△ 40,698	659,302	448,792	210,510	
(5) 旅費・交通費	2,700,000	0	2,700,000	2,652,190	47,810	職員の通勤費, 事務連 絡旅費等
(6) 庁用諸費	2,200,000	40,698	2,240,698	2,240,698	0	光熱水料その他
(7) 被保険者事業主 負担金	4,000,000	0	4,000,000	3,933,332	66,668	社会保険事業主負担金
(8) 退職給与引当金	3,000,000	0	3,000,000	3,000,000	0	
3. 予 備 費	30,500,000	△ ,835,774	29,664,226	0	29,664,226	
翌年度繰越額					40,557,000	

平成5年度国立大学協会歳入・歳出予算（案）

平成5年3月10日理事会

平成5年6月第92回総会

科 目	予 算 額	前年度予算額	差引増減額	摘 要
	千円	千円	千円	
[歳 入 の 部]	195,400	192,400	3,000	
(1) 会 費	153,243	151,119	2,124	98大学会費
(2) 預 金 利 子	1,500	2,500	△1,000	定期・普通預金利子
(3) 雑 収 入	100	100	0	
(4) 前 年 度 繰 越	40,557	38,681	1,876	
[歳 出 の 部]	195,400	192,400	3,000	
1. 事 業 費	78,000	78,600	△ 600	
(1) 総 会 費	6,000	5,800	200	総会・事務連絡会議会場費、その他
(2) 役 員 会 費	1,500	1,500	0	理事会・幹事会経費
(3) 委 員 会 費	2,700	2,500	200	各委員会等の会場費その他諸経費
(4) 会 報 発 行 費	3,800	3,800	0	年4回発行印刷製本・謝金・送料等
(5) 調 査 研 究 費	4,500	4,500	0	参考図書、資料印刷等
(6) 会 議 旅 費	55,000	55,000	0	総会・理事会・各委員会等出席旅費
(7) 図 書 ・ 資 料 頒 布 費	1,000	1,000	0	
(8) 通 信 費	2,000	2,000	0	
(9) 国 際 交 流 費	1,500	2,500	△1,000	アジア太平洋地域高等教育協力会議経費
2. 事 務 費	87,000	83,300	3,700	
(1) 諸 給 与	69,300	66,000	3,300	職員10人分の給料・諸手当
(2) 備 品 費	200	200	0	
(3) 借 用 料	4,500	4,500	0	事務局建物の借料
(4) 消 耗 品 費	700	700	0	
(5) 旅 費 ・ 交 通 費	2,700	2,700	0	職員通勤費・事務連絡旅費等
(6) 庁 用 諸 費	2,400	2,200	200	光熱水料その他
(7) 被 保 険 者 事 業 主 負 担 金	4,200	4,000	200	職員加入社会保険の事業主負担金
(8) 退 職 給 与 引 当 金	3,000	3,000	0	
3. 予 備 費	30,400	30,500	△ 100	

資 料

平成5年度大学及び高等専門学校卒業予定者に係る 就職協定期日等について

平成6年3月卒業予定者に係る就職協定について、平成4年11月27日開催された就職協定協議会（大学関係団体及び企業関係団体で構成）において別紙1のとおり決定されるとともに、別紙2のとおり「就職協定協議会申し合わせ事項」が決定された。また、これをうけて、平成4年12月22日開催された就職問題懇談会（大学及び高等専門学校関係9団体で構成）において別紙3のとおり「求人求職事務」についての申し合わせがなされた。

（別紙1）

平成4年度就職協定

平成4年11月27日
就職協定協議会

1 採用選考開始

- 採用選考開始は、8月1日前後を目標として、企業の自主的決定とする。

2 採用内定開始

- 10月1日

3 運用上の順守事項

- (1) 企業等は、採用人員、選考期日、場所等に関する情報を公開する。
- (2) 企業等は、採用活動にあたり学事日程を尊重する。
- (3) 企業等は、拘束をはじめとする不公正な採用活動を行わない。
- (4) 大学や企業等が主催する企業研究会・説明会の開始は、7月初旬以降を目標とする。
- (5) リクルーターとの接触開始は、7月初旬以降を目標とする。
- (6) 大学側の求人票公示日は、7月1日とする。
- (7) 高校卒業者については、教育上の配慮を最優先とし、安定的な採用枠の確保をはかる。

(別紙2)

就職協定協議会申し合わせ事項

平成4年11月27日
就職協定協議会

- 1 大学と企業は、就職協定の精神を尊重し、就職活動が早期化しないように徹底する。
- 2 就職情報誌、マスコミおよび自治体等の主催する就職セミナーの開始は、就職協定に準じて行うよう協力を呼び掛ける。

(別紙3)

平成5年3月卒業予定者に係る企業と大学・高等専門学校 との間の求人求職事務について

平成4年12月22日
就職問題懇談会

1. 求人票の取り扱いについて
 - (1) 求人依頼文書の発送は、5月1日以降を目途に行う。
 - (2) 求人票(求人要項及び採用予定人員、労働条件、採用方法を記載した印刷物)の受理は、6月1日以降行う。
 - (3) 求人票の公示開始は、7月1日とする。
2. 企業研究会・説明会の実施方法について
 - (1) 7月1日以降、各大学等において自主的に実施する。
 - (2) 開催期日についての案内は、6月中旬以降提示する。
 - (3) 企業が実施する「企業研究会・説明会」のための会場提供は、7月1日以降とする。
3. 情報誌、マスコミ及び地方自治体等が主催する企業セミナーの取り扱いについて情報誌、マスコミ及び地方自治体等が主催する企業セミナーのポスター等は、6月中旬以降提示する。
4. ガイドブック(求人要項記載のもの)の取り扱いについて
ガイドブック(求人要項記載のもの)の大学への搬入は、7月1日以降とする。
5. 学校推薦の取り扱いについて

学校推薦は、7月1日以降とする。

6. 就職ガイダンス等の講師について

7月1日前の就職ガイダンス等には、個別企業からの講師は招請しない。

7. その他

- (1) 共通のポスターを掲示すること等により、学生に対し、7月1日前の会社訪問等を慎むよう指導する。
- (2) 学生の応募書類は、「大学指定書類（『履歴書・写真・自己紹介書』、『成績証明書《卒業見込証明書を含む》』、『健康診断書』）」とし、企業に対して、就職差別につながるおそれのある「会社指定書類」、「戸籍謄（抄）本」、「住民票」の提出を求めないよう依頼する。

※備考

大学側は、協定の遵守体制を各大学等団体に設け、その代表者をもって連絡調整を図る。

そ の 他

■学長等の異動

○ 学長の交代

(大 学)	(前 任)	(新 任)
東 京 大 学	有馬 朗人	吉川 弘之
上越教育大学	松野 純孝	加藤 章
福 井 大 学	嶋田 正	神野 博
滋賀医科大学	佐野 晴洋	岡田 慶夫
京都教育大学	蜂須賀弘久	加茂 直樹
大阪外国語大学	山田 善郎	池田 修
奈良女子大学	出口 庄佑	田村 倅
広 島 大 学	田中 隆荘	原田 康夫
山 口 大 学	三分一政男	村上 恵

○ 役員の交代

	(前 任)	(新 任)
会 長	有馬 朗人(東京大学長)	(会長代行)井村 裕夫(京都大学長)
副 会 長	塩野谷祐一(一橋大学長)	鈴木 正裕(神戸大学長)

○ 委員長の交代

委員会	(前 任)	(新 任)
第1常置委員会	鈴木 正裕(神戸大学長)	金森順次郎(大阪大学長)

○ 委員の委嘱

(委員会)	
大学院問題特別委員会	山田 家正(小樽商科大学長)
〃	神野 博(福井大学長)
〃	森野 能昌(熊本大学長)
医学教育に関する 特 別 委 員 会	廣重 力(北海道大学長)
〃	石川 英一(群馬大学長)
〃	武藤 輝一(新潟大学長)

〃	岡田 慶夫 (滋賀医科大学長)
〃	森野 能昌 (熊本大学長)
生涯学習特別委員会	田村 椒 (奈良女子大学長)
〃	原田 康夫 (広島大学長)
入試改善特別委員会	岡市 友利 (香川大学長)
〃	市川 定夫 (埼玉大学教授)
教員養成制度特別委員会	加茂 直樹 (京都教育大学長)

○ 専門委員の委嘱

(委員会)

第1常置委員会	糟谷 正彦 (大阪大学事務局長)
第4常置委員会	羽田 喜次 (東京大学庶務部長)
大学院問題特別委員会	中村 桂樹 (新潟大学事務局長)

国立大学協会の組織（昭和25.7.13創立）

- 総会（春秋2回開催。各国立大学の代表者）³
- 理事会（会長・副会長を含む理事21名，各常置委員会委員長）
- 監事 2名
- 常置委員会
 - 第1常置委員会（大学の組織・制度，研究・教育体制）
 - 第2 “ （学科課程，入学試験等）
 - 第3 “ （学生の厚生補導）
 - 第4 “ （教職員の待遇改善）
 - 第5 “ （大学間の協力）
 - 第6 “ （大学財政，学費）
- 特別委員会
 - 科学技術行政特別委員会
 - 医学教育に関する特別委員会
 - 教養教育に関する特別委員会
 - 大学院問題特別委員会
 - 学術情報特別委員会
 - 教員養成制度特別委員会
 - 入試改善特別委員会
 - 生涯学習特別委員会
- 特別会計制度協議会

編集後記

- * 6月の声を聴き、梅雨入りを迎えると、総会間近して、会議資料づくりに事務局はせわしくなります。
- * 今、大学は財政問題に加え、18歳人口の減少、大学設置基準の大綱化に伴うカリキュラム・教育組織等の見直し、自己点検・自己評価、さらに、生涯学習、等々への対応など難しい問題を抱えていることと存じますが、各大学のご努力が実を上げ、将来への展望が拓かれるよう切に望んでおります。
- * 本号の「巻頭エッセー」には、末松東京工業大学長にお願いして「入試における達成度評価」をご寄稿いただきました。ご多忙のところご執筆下さった先生のご厚意に対し感謝申し上げます。(H)

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

平成5年6月12日 印刷 (非売品)
平成5年6月14日 発行

会 報 第140号

(第43巻第2号 通巻第140号)

編集兼 平 間 巖
発行者

発行所 国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内)
東京都文京区本郷7丁目3番1号
電話 03 (3812) 2111 内線 (7950・7951)
03 (3813) 0647

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社